

官公庁施設の保全に関する取り組みについて

官庁施設保全指導官 ◎花岡 博光
保全指導係長 ○知花 司

1. 目的

国土交通省では、「官公庁施設の建設等に関する法律」(昭和二十六年法律第百八十一号) (以下、「官公法」という。)に基づき、国家機関の建築物及びその附帯施設の保全の適正化を推進しております。

日常点検・定期点検等、適正な保全が行われなかつたことによって、昇降機や遊戯施設などの事故が相次ぎ、尊い人命が失われており、また、建築物の不具合によって業務への支障が発生します。

一方、地球温暖化問題についても継続的な課題となっています。政府は COP15 (平成 21 年 12 月コペンハーゲン)において、温室効果ガス排出量を 2020 年までに 1990 年比 25% の削減を目指すことを表明しており、引き続き、環境対策への取り組みも重要となっています。

このような状況を踏まえ、官庁営繕における保全に関する取り組みについて報告するものです。

2. 内容

- (1) 保全の必要性
- (2) 保全の状況 (法的な位置付け等)
- (3) 具体的な取り組み
 - ①保全実態調査 (保全業務支援システム (B I MMS - N))
 - ②保全実地指導
 - ③施設管理者への技術的支援
- (4) 保全指導事例の紹介
- (5) 今後の課題

3. 具体的な取り組み

- (1) 保全実態調査

全ての国家機関の建築物等に対し、保全の状況と問題点を把握し、適正な保全を実施することを目的とした実態調査を行っています。平成 17 年度からは調査の効率化を図るため、インターネット環境を利用した保全業務支援システム (B I MMS - N) により運用しています。

- (2) 保全実地指導

各省各庁の施設管理者からの保全実態調査の報告に基づき、各施設に対し保全実地指導を行っています。実際に現地に赴き、施設の保全状況を確認し、適正な保全が確保されるよう不適切な状況への指導や技術的なアドバイス等を行っています。

- (3) 施設管理者への技術的支援

環境に配慮しながら保全を実施することは非常に重要であるため、各施設のエネルギー消費傾向の把握を行い、使用状況の「見える化」や省エネへと繋がる施設の運用改善などについて説明を行い、環境負荷低減へと寄与できるよう支援を行っています。

このような取り組みによって、保全に関する P D C A サイクルを確立し、それに基づき業務を推進することで、ひいては国民に対する良好な公共サービスの提供へと繋がっていくものです。

4. 今後にむけて

より効果的な保全が図られるよう以下について引き続き検討を行う。

- (1) 効果的な保全指導の方法
- (2) 施設に対応した運用改善に向けての取り組み
- (3) ファシリティマネジメント (F M) の検討